(7) 医師・患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療（以下「オンライン診療」という。）の実施の有無及びその内容	(新設)
(8)～(12) （略）	(7)～(11) （略）
(13) 地域医療連携体制	(12) 地域医療連携体制
(i)・(ii) （略）	(i)・(ii) （略）
(iii) 身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの（以下「かかりつけ医機能」という。）	(新設)
(14) （略）	(13) （略）
ロ 診療所	ロ 診療所
(1) （略）	(1) （略）
(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの	(新設)
(3)～(6) （略）	(2)～(5) （略）
(7) オンライン診療の実施の有無及びその内容	(新設)
(8)～(12) （略）	(6)～(10) （略）
(13) 地域医療連携体制	(11) 地域医療連携体制
(i) （略）	(i) （略）
(ii) かかりつけ医機能	(新設)
(14) （略）	(12) （略）
ハ・ニ （略）	ハ・ニ （略）
第三 医療の実績、結果等に関する事項	第三 医療の実績、結果等に関する事項
一 医療の実績、結果等に関する事項	一 医療の実績、結果等に関する事項
イ 病院	イ 病院
(1)～(3) （略）	(1)～(3) （略）
(4) 法令上の義務以外の院内感染対策	(4) 法令上の義務以外の院内感染対策
(i)・(ii) （略）	(i)・(ii) （略）
(iii) 厚生労働省が実施する院内感染対策に係る全国的な調査への参加の有無	(iii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無

(5)・(6) （略）	(5)・(6) （略）
(7) 情報開示に関する体制	(7) 情報開示に関する窓口の有無
(i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金	(新設)
(8)～(14) （略）	(8)～(14) （略）
(15) 医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものによる認定の有無	(新設)
ロ 診療所	ロ 診療所
(1)～(3) （略）	(1)～(3) （略）
(4) 法令上の義務以外の院内感染対策	(4) 法令上の義務以外の院内感染対策
(i) 厚生労働省が実施する院内感染対策に係る全国的な調査への参加の有無	(i) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無
(5) （略）	(5) （略）
(6) 情報開示に関する体制	(6) 情報開示に関する窓口の有無
(i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金	(新設)
(7)～(11) （略）	(7)～(11) （略）
ハ 歯科診療所	ハ 歯科診療所
(1) （略）	(1) （略）
(2) 法令上の義務以外の院内感染対策	(新設)
(i) 院内感染防止対策	(2) 情報開示に関する窓口の有無
(3) 情報開示に関する体制	(新設)
(i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金	(3)・(4) （略）
(4)・(5) （略）	ニ （略）
ニ （略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

農林水産大臣　吉川　貴盛